

県央県南広域環境組合
第2期ごみ処理施設整備・運営事業
運営業務委託契約書（案）

令和3年9月

県央県南広域環境組合

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書

- 1 業務名 県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設運営業務委託
- 2 業務場所 長崎県諫早市福田町1250番地ほか
- 3 履行期間 契約締結日から 令和28(2046)年3月31日まで
(運営期間) 令和8(2026)年4月1日から 令和28(2046)年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(内訳は別紙内訳書のとおり。)
ただし、以下の契約書(以下「本契約書」という。)の定めるところに従って
金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 本契約書第4条に定めるとおりとする。

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和[]年[]月[]日付県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書(以下「基本契約」という。)第8条第2項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、県央県南広域環境組合契約規則及び本契約書の定める契約条項によって、本事業の特定事業契約の一部として本委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本運営業務委託契約は仮契約とし、建設工事請負契約が県央県南広域環境組合議会の議決を得たとき、本契約として効力を生じるものとする。また、建設工事請負契約の締結について県央県南広域環境組合議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

本委託契約の締結を証するため、本書の原本2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 長崎県諫早市福田町1250番地
県央県南広域環境組合
管理者 大久保 潔重 印

受注者 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

別紙内訳書
単位：円

年度	固定費①				変動費② (予定額)	運営・維持管理 業務委託料 合計 (①+②)
	固定費Ⅰ (人件費・その他業務費)	固定費Ⅱ (点検費・維持補修費)	固定費Ⅲ (用役費)	計 (Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)		
令和8 (2026)年度						
令和9 (2027)年度						
令和10 (2028)年度						
令和11 (2029)年度						
令和12 (2030)年度						
令和13 (2031)年度						
令和14 (2032)年度						
令和15 (2033)年度						
令和16 (2034)年度						
令和17 (2035)年度						
令和18 (2036)年度						
令和19 (2037)年度						
令和20 (2038)年度						
令和21 (2039)年度						
令和22 (2040)年度						
令和23 (2041)年度						
令和24 (2042)年度						
令和25 (2043)年度						
令和26 (2044)年度						
令和27 (2045)年度						
合 計						

*金額の単位は円とし、消費税及び地方消費税相当額を含む。

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書
目 次

第1章 総則	1
第1条 (総 則)	1
第2条 (本委託契約の目的)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (契約保証金)	2
第5条 (業務遂行)	2
第6条 (期間)	3
第7条 (一括再委託等の禁止)	3
第8条 (受注者に対する措置要求)	3
第9条 (本業務の範囲)	3
第10条 (業務範囲の変更)	4
第11条 (業務の基準等)	4
第12条 (業務実施計画書)	4
第13条 (業務報告書)	4
第14条 (本委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)	4
第15条 (車両・重機等)	5
第16条 (災害発生時等の協力)	5
第17条 (保全計画の整備)	5
第18条 (施設見学者等への対応)	5
第19条 (住民への対応)	5
第20条 (業務実施体制の整備)	5
第21条 (緊急時の組織体制の整備等)	5
第22条 (新技術等への対応)	6
第2章 運営・維持管理業務の実施	6
第23条 (運営・維持管理業務の実施)	6
第24条 (処理対象物の計量等)	6
第25条 (料金徴収代行)	6
第26条 (処理対象物の受入等)	6
第27条 (搬入管理)	6
第28条 (ごみ量変動への対応)	7
第29条 (ごみ質変動への対応)	7
第30条 (運転管理マニュアル等)	7
第31条 (試運転、性能試験及び教育訓練等)	7
第32条 (公害防止基準値(保証値)の未達成)	7
第33条 (運転停止等期間中の処理対象物の処理)	7
第34条 (運転停止等期間中に生じる費用の負担)	8
第35条 (異常事態への対応)	8
第36条 (臨機の措置)	8
第37条 (維持管理業務実施中の対応)	8
第38条 (有効利用等業務)	9
第3章 モニタリング	9
第39条 (発注者による業務遂行状況のモニタリング)	9
第40条 (本施設に係る計測)	9
第41条 (要監視基準値の未達成)	10
第42条 (発注者による業務の是正勧告)	10
第4章 運営・維持管理業務委託料	10
第43条 (運営・維持管理業務委託料の支払)	10
第44条 (運営・維持管理業務委託料の改定)	10

第45条 (運営・維持管理業務委託料の減額等)	10
第46条 (受注者の債務不履行に対する猶予期間)	11
第5章 法令変更	11
第47条 (法令変更)	11
第6章 不可抗力	11
第48条 (不可抗力発生時の対応)	11
第49条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)	11
第50条 (不可抗力による一部の業務遂行の免除)	11
第7章 本事業終了時の取り扱い	12
第51条 (本事業終了時の取扱い)	12
第52条 (本事業終了時の引渡し条件)	12
第53条 (契約不適合責任)	12
第8章 契約の終了	13
第54条 (発注者の解除権)	13
第55条 (発注者による解除の場合の違約金)	14
第56条 (賠償の予約)	14
第57条 (発注者による一部解除権)	15
第58条 (受注者の解除権)	15
第59条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除)	15
第60条 (本委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)	15
第61条 (損害賠償等)	16
第9章 その他	16
第62条 (所有権)	16
第63条 (第三者への賠償)	16
第64条 (保険)	16
第65条 (権利・義務の譲渡の禁止)	16
第66条 (協議会の設置)	16
第67条 (契約の変更)	17
第68条 (秘密保持)	17
第69条 (個人情報保護)	17
第70条 (経営状況の報告等)	18
第71条 (株主への支援要請)	18
第72条 (特許権等の使用)	18
第73条 (知的財産権)	18
第74条 (遅延利息)	18
第75条 (誠実協議)	19

第1章 総 則

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、基本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本委託契約（本契約書並びに要求水準書等、質問回答書及び提案書（第1条第4項に定める。）と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本契約書、要求水準書等、質問回答書及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本契約書、質問回答書、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、提案書の内容が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の履行期間（以下「履行期間」という。）中、表記の業務場所（以下「業務場所」という。）に存する県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設（以下「本施設」という。）にて、本委託契約に定められた本施設の運営・維持管理に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に業務委託料（以下「運營業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 本委託契約に定める勧告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本運委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本委託契約で用いる用語は、本委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運營業業入札説明書（以下「入札説明書」という。）に定義された意味又は次の各号所定の意味を有するものとする。
- (1) 「運営開始日」とは、令和8（2026）年4月1日又は発注者が別途通知した日をいう。
- (2) 「質問回答書」とは、発注者が令和 年 [] 月 [] 日に公表した資格審査に関する質問への回答書、令和 年 [] 月 [] 日に公表した入札説明書等に関する質問への回答書及び令和 年 [] 月 [] 日に公表した対面的対話議事録をいう。
- (3) 「要求水準書等」とは、発注者が令和 年 [] 月 [] 日に公表した県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運營業業要求水準書及び入札説明書をいう。
- (4) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (5) 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- 「提案書」とは、入札説明書に従い落札者が作成し発注者に提出した令和 年 [] 月 [] 日付入札提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- 「生成物」とは、焼却処理にともなって発生する焼却灰、焼却飛灰をいう。
- 5 本委託契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定められたものによるものとする。
- 7 本委託契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 8 本委託契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本委託契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を長崎地方裁判所とすることに合意する。
- 10 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、本委託契約締結時に利用しうるすべての情報及びデータを十分に検討した上で、本委託契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

(本委託契約の目的)

- 第2条 本委託契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める運営期間（以下「運営期間」という。）における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) 本委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行その他発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。その後の改正を含む。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本委託契約に基づく債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 運営期間中、前項の保証に係る各事業年度の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、運営期間中に発注者が支払う運営業務委託料を20で除した額の100分の10以上の金額（以下「保証対象額」という。）とする。

3 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号又は第4号に掲げる保証及び第5号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。

5 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 受注者は、基本契約及び本委託契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。

2 受注者は、法令、条例、規則、要綱等、本委託契約、要求水準書等及び提案書に基づき、本業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

3 受注者は、本業務その他受注者が本委託契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

4 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

5 受注者は、本業務の遂行にあたり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。その後の改正を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。その後の改正を含む。）その他の環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本委託契約の債務不履行を構成するものとする。

6 受注者は、本業務の遂行にあたり、要求水準書等に記載する基準値を確実に遵守するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値（ただし、提案書における自主規制値がこれを上回る場合は、提案書における当該数値とする。以下同じ。）の未達は、受注者による本委託契約の債務不履行を構成するものとする。

7 受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解及び協力を得るよう努力するものとする。

8 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。

9 受注者は、本業務の遂行に必要な限度でのみ、業務場所内の備品等は無償で使用することができる。

10 受注者は、運営期間中、業務場所内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。

11 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品

等を購入又は調達するものとする。この場合、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、運營業務委託料に含まれているものとし、運營業務委託料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。

- 12 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 13 受注者による本委託契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和25年法律第132号。その後の改正を含む。）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

（期間）

第6条 準備期間及び運営期間は、次のとおりとする。

- (1) 準備期間 契約締結の日から令和8（2026）年3月31日までの期間
- (2) 運営期間 令和8（2026）年4月1日から令和28（2046）年3月31日までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、基本契約第10条第3項の規定により、基本契約締結者間で、運営期間の始期の変更について合意された場合は、当該変更後の日をもって、運営期間の始期とする。
- 3 前項の規定により、運営期間の始期が第1項第2号と異なるに至った場合も、運営期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者と受注者との協議により、各年度の運營業務委託料の変更を行うものとする。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者（以下総称して「下請人等」といい、提案書に基づいて再委託された構成企業も含むものとする。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、下請人等に対する委託又は請負に関して、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。
- 4 第2項の規定による委託又は請負は、すべて受注者の責任及び費用において行うものとし、下請人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った下請人等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用もすべて受注者の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（受注者に対する措置要求）

第8条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項又は第5項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った下請人等その他の第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

（本業務の範囲）

第9条 本業務の範囲は次の各号に定める業務とし、細目は、本委託契約、要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

- (1) 受付計量業務（料金徴収代行を含む）
- (2) 運転管理業務
- (3) 生成物の保管・積込・計量

- (4) 維持管理業務（保守、修繕含む）
 - (5) 情報管理業務
 - (6) 環境管理業務
 - (7) 余熱利用管理業務
 - (8) 近隣住民対応の支援
 - (9) 行政視察者及び一般見学者対応の支援
 - (10) その他関連業務（定例分析業務の支援等）
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
 - 3 受注者は、設計・建設事業者が実施する本施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

（業務範囲の変更）

- 第10条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条及び第25条に定める本業務のいずれか又はそのすべての範囲の変更に係る協議を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う運営業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（業務の基準等）

- 第11条 受注者は、運営期間中、環境保全関係法令、生活環境影響調査書、要求水準書に定める公害防止基準値等を遵守して、本施設の本業務を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、本業務の実施に先立ち、運営期間を通じた本業務の遂行に関し、公害防止基準値を遵守するため、要求水準書に示された水準に対して提案書において提案された事項（水準）を反映した業務実施計画書を作成し、発注者に提出した上で、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、運営マニュアルにつき、運営期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

（業務実施計画書）

- 第12条 受注者は、各事業年度が開始する30日前までに（ただし、最初の事業年度に関しては、運営開始日の90日前までに）、本委託契約に基づき、各本業務に係る業務実施計画書を作成して、発注者に提出し、各事業年度の開始前に発注者の確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、発注者の確認を受けた業務実施計画書を変更しようとする場合には、事前に発注者の承諾を受けなければならない。なお、業務実施計画書の様式、記載方法等については、発注者と受注者とで協議により定めるものとする。
 - 3 受注者は、本施設について要求水準書等に示す性能を維持し、運営するため、また、本業務を円滑に行うため、常に運営業務実施計画書を適正なものにするよう努めるものとし、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を発注者に提出する。
 - 4 発注者は、運営業務実施計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合は、受注者に対して適宜変更・修正を求めることができる。受注者は、本業務の結果が要求水準書等を満たさないときに、単に運営業務実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。
 - 5 発注者は、業務実施計画書の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（業務報告書）

- 第13条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、各本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、発注者に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、発注者と受注者とで協議により定めるものとする。
- 2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書及び業務実施計画書に従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内において運営期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

（本委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務）

- 第14条 受注者は、本業務の内容が本委託契約、要求水準書等若しくは提案書、又は発注者の指示若しく

は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、運営期間若しくは運営業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(車両・重機等)

第15条 運営・維持管理業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両・重機等に係る維持管理費用等は、受注者の負担とする。

(災害発生時等の協力)

第16条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者はその処理に最大限の協力を行う。その場合、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。

(保全計画の整備)

第17条 受注者は、本施設の効率的な更新整備や保安全管理を行うため、本施設の保全計画を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、作成した保全計画を変更した場合には、速やかに発注者に報告し、承諾を得なければならない。

(施設見学者等への対応)

第18条 受注者は、本施設の見学を希望する行政視察者及び一般見学者の予約受付、当日受付及び説明等を発注者が行うにあたり、要求水準書に定める支援を行うものとする。

(住民への対応)

第19条 受注者は、常に適切に本業務を遂行し、発注者の要請があるときは発注者ととも周辺住民等に対して本施設の運転状況の説明を行い、周辺の住民の信頼と理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 受注者は、本施設の利用者に対して、適切に対応しなければならない。
- 3 受注者は、本業務に関して、住民等から意見等があった場合、適切に対応し、発注者に報告すること。

(業務実施体制の整備)

第20条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び提案書に基づく各本業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、本委託契約の終了までこれを維持する。なお、受注者は、準備期間から電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者を配置しなければならない。

- 2 受注者は、前項において確保した人員に対し、各本業務を遂行するために必要な教育訓練、研修等を行い、運営開始日における本施設の稼動に支障のないよう準備しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める教育訓練、研修等を完了した後、要求水準書等及び提案書に従い、本業務における総括責任者、業務管理者その他の各業務担当者を設置して業務実施体制を整備し、発注者に対して、整備した業務実施体制につき報告を行うものとする。
- 4 発注者は、前項に定める報告を受けた後、本業務の開始に先立って、要求水準書等及び提案書に従った業務実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等に定める方法又は任意の方法により業務実施体制を確認することができる。

(緊急時の組織体制の整備等)

第21条 受注者は、地震、風水害、その他の災害等の緊急時において、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、必要に応じて本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 受注者は、要求水準書に定める業務継続計画を含む緊急時対応マニュアルを作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、緊急時において、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うものとする。
- 3 受注者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて随時改善しなければならない。受注者が緊急対応マニュアルを変更した場合には、速やかに発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、緊急時に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、発注者等関係機関への連絡体制を整備する。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、要求水準書に定めるとおり定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、訓練の開催については、事前に本施設の関係者等に連絡し、参加について協議する。
- 6 事故が発生した場合、直ちに受注者は、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

(新技術等への対応)

- 第22条 発注者及び受注者は、運営期間中、本業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合、当該技術改革等に基づく新しい技術又は手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、本施設の改良保全提案を行うものとする。
- 2 前項の検討に係る費用は受注者が負担する。ただし、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担する。
 - 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運営業務委託料の減額について協議するものとする。

第2章 運営・維持管理業務の実施

(運営・維持管理業務の実施)

第23条 受注者は、本委託契約に基づき、運営期間中、本施設を適切に運営・維持管理する。

(処理対象物の計量等)

第24条 受注者は、運営期間中、要求水準書等及び提案書に基づき、搬入出車両管理、計量、案内・指示等を行う。

(料金徴収代行)

- 第25条 発注者は、受注者に対し、第9条第1項第1号に規定する受付計量業務の一部として、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、発注者が定める料金と方法により運営期間中に本施設に搬入される直接搬入ごみに関する手数料の徴収事務を委託する。
- 2 受注者は、前項に基づき徴収した手数料を公金として管理し、県央県南広域環境組合会計規則の規定に従い、その詳細を示す計算書を添えて、発注者の指定金融機関等に入金しなければならない。なお、受注者の責めに帰すべき事由により受入料金の未徴収が発生した場合は、発注者は受注者に対し損害賠償を請求することができる。
 - 3 発注者は、必要があると認める場合には、第1項に基づき受注者に委託した徴収事務に関して、受注者を検査することができる。

(処理対象物の受入等)

- 第26条 発注者は、発注者が搬入する処理対象物の性状が要求水準書第I編第1章第2節1.2)計画ごみ質（以下「計画ごみ質」という。）に記載された基準を満たすよう努力する。
- 2 発注者は、処理対象物を本施設内の受注者によりあらかじめ指定された、本施設の受入・供給設備等（以下「受入場所」という）に搬入する。
 - 3 受注者は、受入場所において、受入可能である限り、受入可能な範囲で処理対象物を受け入れなければならない。
 - 4 受注者は、受入場所につき、受入可能な量を超えるおそれがある場合、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(搬入管理)

- 第27条 受注者は、受入設備において目視検査等の搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に搬入禁止物がないことを確認しなければならない。
- 2 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、搬入禁止物の混入を防止し、混入が確認された場合、当該搬入禁止物を排除しなければならない。また、直接搬入した者により搬入禁止物の持込がなされた場合等には、発注者が定める搬入基準については適切に指導しなければならない。
 - 3 受注者は、前項に基づき排除した搬入禁止物につき、直接搬入した者をして持ち帰らせるものとする。

ただし、当該直接搬入した者に持ち帰らせることが不可能又は困難である場合、若しくは発注者により搬入された場合、又は既に搬入を許可した搬入物から搬入禁止物が確認された場合において、搬入禁止物に含まれた処理不適物については、受注者は当該処理不適物を本施設内に保管し、発注者又は発注者が指定する業者に本施設内にて引き渡すものとする。

- 4 処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、当該追加費用は、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者の責めに起因するものについては、発注者及び受注者又は発注者若しくは受注者における帰責性の所在及び割合に応じて、第34条第1項又は第2項に従い発注者又は受注者又は発注者若しくは受注者が負担し、不可抗力に起因するものについては第34条第3項但書き及び第49条の規定に従う。上記のいずれによっても追加費用の負担につき決することができない場合、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

(ごみ量変動への対応)

第28条 本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。

(ごみ質変動への対応)

第29条 受注者は、処理対象物の性状が、要求水準書に定める計画ごみ質の範囲内である限り、処理対象物の性状の変動を理由として、変動費の処理単価の見直しを含む運營業務委託料の変更及びその他追加費用の負担を発注者に請求することはできない。

- 2 受注者は、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加が発生した場合、その要因と費用の内訳等について調査し、書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の報告を受けた場合、報告内容や追加費用の内訳等を確認するものとし、妥当と認められた範囲について追加費用を負担する。
- 4 前項の調査（第三者機関による検査等を含む）及び報告に要する費用は受注者が負担するものとし、調査方法や追加費用の算定及び精算方法は発注者と受注者の協議によるものとする。

(運転管理マニュアル等)

第30条 受注者は、本施設に関し、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアル、受付計量マニュアル及び安全作業マニュアル（以下「運転管理マニュアル等」という。）を運営開始日の60日前までに作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、本業務の実施について、運転管理マニュアル等に従うものとする。

- 2 業務実施計画書並びに運転管理マニュアル等の記載事項等の詳細は、発注者と受注者との協議により定める。

(試運転、性能試験及び教育訓練等)

第31条 設計・建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の実施にかかる業務については、受注者がこれを設計・建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 受注者は、設計・建設事業者と協力して、本業務開始の準備を行うとともに、受注者の従業者（下請人等の従業者を含む。）をして、設計・建設事業者から必要な教育訓練を受けるものとする。

(公害防止基準値（保証値）の未達成)

第32条 発注者の実施するモニタリング又は受注者の実施する測定等の結果、別紙1に示す公害防止基準値（要求水準書に規定された公害防止基準値（保証値）をいう。以下同じ。）が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は直ちに公害防止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、本委託契約に定めるところに従い、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるよう、プラント設備の補修、運営・維持管理業務の改善等を行わなければならない。

(運転停止等期間中の処理対象物の処理)

第33条 運営期間中、本施設の運転停止又は処理能力の低下により、本施設に搬入された処理対象物が受入設備において受入可能な貯留量を超えるおそれが生じた場合、受注者は発注者に対し、速やかにその旨通知する。発注者は、受入可能な貯留量を超えた処理対象物を処理し得る他の廃棄物処理施設（以下「緊急代替処理施設」という。）を確保して、処理対象物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者のかかる代替処理に対して、最大限の協力を行う。

(運転停止等期間中に生じる費用の負担)

第34条 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第43条第2項による控除を受けた後の固定費とする。）、及び変動費の支払を行う他、代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに受注者に生じた損害を発注者として負担すべき範囲において負担する。負担額については、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。ただし、受注者が善良なる管理者の注意を怠ったことに起因して発生又は拡大した損害のうち受注者の帰責性の割合に相当する部分については、受注者の負担とする。

2 受注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合（搬入管理（処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業等を含む。）を適切に行わなかったことに起因する場合を含む。）、それにより生じる追加費用及び責任は受注者が負担する。発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第43条第2項による控除を受けた後の固定費とする。）、及び変動費の支払を行う（ただし、運營業務委託料の減額及び本運營業務委託契約の解除に関する手続は、第45条及び第54条の定めに従う。）。発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに発注者に生じた損害は受注者が負担する。

3 不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下又は基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、運營業務委託料のうち固定費（第43条第2項による控除を受けた固定費とする。）、及び変動費の支払を行う。ただし、発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等については、第49条の規定に従う。

(異常事態への対応)

第35条 受注者は、本施設の運転管理業務において、故障、公害防止基準値の未達、不可抗力による損害発生、その他要求水準書等に定める水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、要求水準書等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

2 受注者は、本施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。

4 本施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、事故、災害防止その他本施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第49条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(維持管理業務実施中の対応)

第37条 受注者は、維持管理業務の実施にあたって、騒音、粉塵、汚濁水発生、光害、交通障害等、本施設の補修又は更新によって住民等の生活環境に与える影響を勘案し、自らの責任及び費用負担において、住民等への対応（苦情対応を含む。）を適切に行い、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項に基づく住民等への対応について、その内容及び結果を発注者に報告するものとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ない事情により事前の発注者への報告が困難である場合には、受注者はその措置内容及び結果を事後遅滞なく発注者へ報告するものとする。

3 受注者は、本施設の維持管理業務実施中に、業務に従事する労働者の労働安全衛生管理を徹底しなければならない。

(有効利用等業務)

第38条 受注者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、要求水準書及び提案書に基づき、生成物の保管、積込及び計量を行い、発注者が実施する生成物の運搬及び資源化業務に協力する。

(1) 受注者は、本施設の運転により発生する生成物を場内にて適切に貯留・保管した後、発注者が選定した生成物運搬事業者の搬出車両に積込後、引き渡す。

(2) 受注者は、本施設の運転におけるトラブル防止や解消作業などにともなって瞬時的、突発的に発生する処理不適物を場内に保管・貯留し、適切に処分すること。

(3) 受注者は、発生した生成物が公害防止基準値等を逸脱した場合は、当該生成物（公害防止基準値等の逸脱が確認された時点において場内に貯留されていたものを含む。）が公害防止基準値等に適合するよう再処理等の措置を講じなければならない。

(4) 発注者は、生成物が公害防止基準値等に適合することが確認されるまで、当該生成物の引渡しを受けない。

(5) 受注者は、公害防止基準値等を逸脱した場合、原因究明して改善対策案を発注者に提示し、発注者の承諾を得て改善作業を行った後、改善作業完了について発注者の確認を受けなければならない。

2 受注者は、関係法令を遵守し、要求水準書及び提案書に基づき、本施設の運転にともなって発生する熱エネルギーを利用して発電及び熱供給を行い、安定した余熱利用を図らなければならない。

(1) 受注者は、本施設及び隣接する余熱利用施設に電力及び熱供給を行うものとする。

(2) 発注者は、本施設を運転管理することにより発生する余剰電力の売却に係る契約を小売電気事業者と締結するものとし、売却によって得られた収入は発注者に帰属するものとする。ここでいう余剰電力とは、発電電力から本施設内の施設における場内利用分を除いたものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、受注者が余剰電力の売却に必要な事務作業を行うとともに、提案書に示した計画売電電力量の確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、各会計年度終了後速やかに、計画売電電力量と当該年度の実積売電電力量などの計画売電電力量達成状況を発注者に報告しなければならない。受注者の責めに帰すべき事由により、計画売電電力量を下回っていると認められる場合、発注者は、第45条及び第55条の定めに従い、運営業務委託料のうち固定費（第43条第2項による控除を受けた後の固定費とする。）の減額及び本委託契約の解除に関する手続を行うことができるものとする。

第3章 モニタリング

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第39条 発注者は、別紙3記載のモニタリング実施要領に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の運営・維持管理の状況のモニタリングを行うものとする。

2 発注者は、前項に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。

4 発注者は、第1項に基づく本事業の遂行状況等の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(本施設に係る計測)

第40条 受注者は、運営期間中、自己の負担において、要求水準書等、業務実施計画書及び運転管理マニュアル等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

2 発注者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が、要監視基準値（要求水準書に規定された要監視基準値をいう。以下同じ。）に近い値を示し、要監視基準値を超える懸念があるものと合

理的に判断した場合、又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受注者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値に応じて決定するものとする。

(要監視基準値の未達成)

- 第41条 第39条によるモニタリング又は前条の計測等の結果、要監視基準値が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、原因の究明に努め、要求水準書を達成するよう本施設の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。
- 2 発注者及び受注者は、協議により、本施設の稼働状況に応じて、要監視基準値を見直すことができる。

(発注者による業務の是正勧告)

- 第42条 第39条によるモニタリング又は第40条の計測等の結果、受注者による本業務の遂行が基本契約、本委託契約、要求水準書等、業務実施計画書及び運転管理マニュアル等に定める水準を満たしていない場合は、発注者は受注者に対して、別紙3記載のモニタリング実施要領に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する業務改善報告書等において、発注者が講じた是正勧告その他の措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。
- 2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、受注者に本施設の運転の停止を指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。
- 3 第1項において要求水準書等の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて運營業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

第4章 運営・維持管理業務委託料

(運營業務委託料の支払)

- 第43条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙2記載の算定方法及びスケジュールに従い、運營業務委託料を支払うものとする。当該運營業務委託料には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、運營業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、受注者が本施設の運転を停止した場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、運營業務委託料のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、運營業務委託料の支払にあたり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を運營業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができるものとする。
- 4 発注者は、運營業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。その後の改正を含む。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(運營業務委託料の改定)

- 第44条 前条の定めにかかわらず、運營業務委託料は、別紙2記載のとおり改定される。

(運營業務委託料の減額等)

- 第45条 第39条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、本業務について本委託契約、要求水準書等及び提案書に定める内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙3に定めるところに従って運營業務委託料を減額することができるものとする。
- 2 受注者が作成した業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応する運營業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た運營業務委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、受注者は当該減額し得た運営

業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(受注者の債務不履行に対する猶予期間)

第46条 発注者は、要求水準書等に特に規定がある場合のほか、受注者の責めに帰すべき事由により本施設の正常な運営ができなくなったときは、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断される場合を除き、受注者に改善のための猶予期間を与える。この猶予期間は、本施設の正常な運営ができないことを発注者が確認した日から90日以内とする。

2 前項の規定による90日間の猶予期間を経過した後であっても、合理的な理由があると発注者が判断する場合には、発注者は、受注者と協議のうえに猶予期間の延長を認めるものとする。

第5章 法令変更

(法令変更)

第47条 運営期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

(1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響

(2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細

2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本委託契約の変更その他の報告された事態に対する本委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から60日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除く。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第59条の規定に従う。

第6章 不可抗力

(不可抗力発生時の対応)

第48条 運営期間中に不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第49条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用が発生した場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、不可抗力への該当性の判定、本委託契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本委託契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙4に記載する負担割合によるものとする。

4 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第59条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

- 第50条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合、受注者は当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。
- 2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を運営業務委託料から減額することができるものとする。

第7章 本事業終了時の取り扱い

(本事業終了時の取扱い)

- 第51条 発注者は、運営期間満了日の36か月前までに、本事業終了後の本施設の運営・維持管理の継続にかかる協議について受注者に申し出ることができる。
- 2 前項の申し出に応じて、発注者と受注者は、本施設の運営・維持管理の継続にかかる協議を行うものとし、本委託契約の継続及び受注者以外の第三者に委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果如何にかかわらず、受注者は、発注者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。
- 3 発注者が本事業終了後における本施設の運営・維持管理を公募に供することが適切でないと判断した場合、発注者は運営期間満了日の24か月前までに、本委託契約の継続に関して受注者に協議を申し出ることができる。この場合、受注者は発注者との協議に応なければならないものとする。協議の結果、受注者が運営期間満了後において本施設の運営・維持管理を継続することとなった場合、受注者は、運営期間満了日の6か月前までに、運営期間満了時の翌事業年度に係る事業の業務実施計画を発注者に提出するものとする。また、当該協議の結果如何にかかわらず、受注者は、以下の各号に係る情報及び資料を含む、発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない(提出期限は運営期間満了日の18か月前を目処とする。)
- (1) 人件費
 - (2) 運転経費
 - (3) 維持補修費(点検、検査、補修、更新費用)
 - (4) 用役費
 - (5) 運営期間中の財務諸表
 - (6) その他必要な資料
- 4 運営期間満了日の12か月前までに前項の本委託契約の継続に係る合意が整わない場合には、本委託契約は、運営期間満了日をもって終了するものとする。
- 5 本条の規定に基づき本委託契約の延長が行われる場合には、運営業務委託料を含め、必要な契約の変更を行うものとする。

(本事業終了時の引渡し条件)

- 第52条 運営期間が満了し、かつ前条に基づく本委託契約の延長が行われなかった場合、受注者は、本委託契約、要求水準書等及び提案書の規定に従い、本施設を発注者に引き渡す。
- 2 発注者は、本施設が基本性能(要求水準書に定める性能保証事項)を満たしていることを確認するため、運営期間の満了日前に、本施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 3 受注者は、本委託契約、要求水準書等及び提案書の規定に従い、運営期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下、実施しなければならない。
- 4 受注者は、前項に基づく機能検査の結果、本施設が本事業終了後も継続して使用することに支障があることが判明した場合には、受注者の責任及び費用負担において、必要な補修を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本事業終了後1年の間に、本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する基本性能の未達が発生した場合には、受注者は自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行わなければならない。本規定は、本委託契約が終了した後においても適用する。
- 6 本施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約不適合責任)

- 第53条 発注者は、本委託契約に別段の定めがある場合を除き、引き渡された成果物が種類又は品質が契

- 約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて運營業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに運營業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 契約不適合に係る請求等の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本項において「請求等」という。）をすることができない。
 - (2) 前号の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - (3) 発注者が第1号に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本号及び第6号において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - (4) 発注者は、第1号の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - (5) 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - (6) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - (7) 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1号の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - (8) 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

第8章 契約の終了

（発注者の解除権）

- 第54条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本委託契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、発注者として負担すべき範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、本委託契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 第58条第1項の規定によらないで本委託契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人が、本委託契約の応募に関して公正な執行を妨げ、

公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

- (6) 受注者が本委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が第46条の規定に基づき、受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (7) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
 - (8) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、第三者により申立てがなされたとき、又は受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。その後の改正を含む。）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (10) 前各号の他、第65条第1項の規定に違反して運營業務委託料債権等の権利につき譲渡その他の処分をしたときその他本委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。
 - (11) 基本契約第8条第3項の定めるところに従って基本契約が解除されたとき。
 - (12) 基本契約第8条第4項の定めるところに従って基本契約が解除されたとき。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内の期間を定めて、受注者に対し履行を催告し、当該期間内に履行がなされないときは、受注者に通知することにより本委託契約を解除することができる。なお、受注者は、発注者が請求した場合は、自己の責任及び費用負担において、発注者が指定する受注者に対して、本業務の一部又は全部を委託しなければならない。ただし、当該期間を経過したときにおける債務の不履行が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 受注者が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
 - (2) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第64条の定めに従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。
 - (3) 正当な理由なく、第53条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) その他、受注者が本委託契約の義務を履行しないとき。

（発注者による解除の場合の違約金）

- 第55条 発注者が前条第2項及び第3項に基づき本委託契約を解除した場合には、受注者は、解除の日から運営期間満了日までの残期間に係る運營業務委託料（要求水準書等又は提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）の100分の10に相当する金額、又は年間運營業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する運營業務委託料）と処理対象物の外部処理を行う場合の費用（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する廃棄物量の処理に要する費用（発注者と受注者との協議により定め、合意が整わない場合は発注者が決定する）との差額のうちいずれか高い方の金額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、第4条に規定する契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下本条において同じ。）があるときは、発注者は当該違約金の額から本条第4項に基づき充当された契約保証金の額を控除することができる。
 - 3 発注者が前条に基づき本委託契約を解除した場合には、契約保証金は発注者に帰属する。前条第2項第12号の場合を除き、発注者に帰属した契約保証金は、発注者に生じた損害の賠償又は前項の違約金に充当する。
 - 4 第1項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権と受注者の運營業務委託料支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
 - 5 前3項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
 - 6 第1項及び前項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であったすべての構成員に対して違約金及び損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

- 第56条 受注者は、本委託契約に関して、基本契約第8条第4項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、本運營業務委託契約による契約額の100分の10に

相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本委託契約による履行が完了した後においても適用する。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が賠償金及び利息を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 4 第1項及び前項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であったすべての構成員に対して損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(発注者による一部解除権)

- 第57条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本委託契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、発注者として負担すべき範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。
- 2 発注者が、前項に基づき本委託契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は当該協議の結果に従って当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

(受注者の解除権)

- 第58条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に通知することにより、本委託契約を解除することができる。
- (1) 前条第1項の規定による一部解除のため、契約金額が3分の1以上減じたとき。
 - (2) 発注者が本委託契約に違反し、その違反によって本委託契約の履行が不可能となったとき。
 - (3) 発注者が本委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき。
- 2 受注者は、前項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、前項に定める場合が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

- 第59条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの運營業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(本委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

- 第60条 本委託契約が解除された場合、本委託契約は、将来に向かって効力を失うものとする。
- 2 受注者は、本委託契約が終了する場合又は終了した場合（期間満了による終了及び解除による終了を含む。以下本条において同じ。）で、発注者が本施設に関する業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、発注者の選定する本業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）に対して本施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。
 - 3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、本委託契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする。
 - 4 受注者は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する修繕を終了したときは、後任事業者に対し、発注者が指定する期日までに、本施設を引き渡す。
 - 5 発注者は、第3項の規定に基づき本委託契約の終了後において本業務を継続した場合、別紙4に準じて算定した運營業務委託料を、受注者が後任事業者への引継ぎを終了するまでの期間につき、受注者に支払う。この場合の支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。
 - 6 発注者は、第1項の場合、本施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、本施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者は、その責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、基本性能の不充足が、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とし、不可抗力に起因する場合には、第49条の規定に従う。
 - 7 受注者は、本委託契約の終了に際して、本施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物

その他の物件（受注者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた下請人等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し又は処分すべき旨を指示することができる。

- 8 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。受注者は、この場合、発注者による処置について異議を申し出ることとはできず、また、発注者による処置に要した費用を負担しなければならない。
- 9 受注者は、第2項及び第3項に規定する本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。

（損害賠償等）

第61条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 本委託契約に定める運營業務委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また運營業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

第9章 その他

（所有権）

第62条 本施設（更新された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他、本施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本施設を運営期間中無償で使用させる。

（第三者への賠償）

第63条 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該損害を賠償しなければならない。ただし、第64条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第64条 受注者は、本業務の遂行にあたって、運営期間の全期間にわたり、別紙5に示す所定の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がある旨を受注者に通知した場合はこの限りでない。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第65条 受注者は、本委託契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協議会の設置）

第66条 発注者と受注者は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的と

して協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 発注者と受注者は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第67条 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容が変更したとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、本委託契約の規定を書面にて合意することにより変更することができるものとする。

(秘密保持)

第68条 発注者及び受注者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 発注者及び受注者が本委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 本条に定める秘密保持義務は、本委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第69条 受注者は、本委託契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）、県央県南広域環境組合情報公開条例（平成20年条例第1号。その後の改正を含む。）及び県央県南広域環境組合個人情報保護条例（平成25年条例第3号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本運營業務委託契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複製し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本運營業務委託契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本業務に従事する者に対し、本業務に従事している期間のみならず、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、それを発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(経営状況の報告等)

- 第70条 受注者は、本委託契約の終了に至るまで、各事業年度の9月末日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、本委託契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

- 第71条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じるおそれがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(特許権等の使用)

- 第72条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本委託契約の規定に従って、本施設を稼働させ廃棄物等を処理するために必要な特許権等の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。
- 2 受注者は、運營業務委託料には、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第60条第2項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(知的財産権)

- 第73条 本委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。
- 2 受注者は、本委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、本委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本委託契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 前項に規定する著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。
 - 4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 県央県南広域環境組合議会に提出する場合
 - (3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

(遅延利息)

- 第74条 受注者は、本委託契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。
- 2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済み

まで、契約日における遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における遅延防止法第8条1項に規定する遅延利息の額を超えないものとする。

（誠実協議）

第75条 本委託契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本委託契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

[以下、余白]

別紙1 本施設の公害防止基準（第32条）

【詳細は受注者提案に基づき記載する。】

1) 排ガス基準値（乾）

基準項目		公害防止基準値		関係法令、条例
ばいじん		0.02	g/m ³ N以下	大気汚染防止法
SO _x 〔硫黄酸化物〕		20	ppm以下	
NO _x 〔窒素酸化物〕		30	ppm以下	
HCl〔塩化水素〕		20	ppm以下	
Hg〔水銀〕		30	μg/m ³ N以下	
ダイオキシン類		0.01	ng-TEQ/m ³ N以下	ダイオキシン類対策特別措置法
CO	4時間平均	30	ppm以下	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	1時間平均	100	ppm以下	

2) 水質

プラント排水及び生活排水はクローズドシステムを採用し、場外へ放流することはないため排水基準は設定しないものとする。

3) 騒音基準値

敷地境界線上で、次の基準値以下であること。

長崎県公害防止条例に基づく次の騒音規制基準を遵守すること。

なお、騒音規制法の規制区域外であるが、第1種区域規制基準を考慮し建設・運営を行うこと。

表1-1 長崎県公害防止条例で定める騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (午前6時から 午前8時まで)	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夕 (午後8時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日 の午前6時まで)
第1種区域規制基準	45dB	50dB	45dB	40dB

4) 振動基準値

敷地境界線上で、次の基準値以下であること。

長崎県公害防止条例に基づく振動規制法に定める次の振動規制基準を遵守すること。

なお、振動規制法の規制区域外であるが、第1種区域規制基準を考慮し運営を行うこと。

表1-2 振動規制法で定める振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日の午前8時まで)
第2種区域	60dB	55dB

5) 悪臭基準値

(1) 臭気指数の規制基準

長崎県公害防止条例に基づく敷地境界における臭気指数の規制基準を遵守すること。

臭気指数（敷地境界）	10
------------	----

(2) 特定悪臭物質の規制基準

敷地境界線上において、下記の基準値以下であること。

悪臭防止法に基づく敷地境界及び排出口の特定悪臭物質の規制基準（A区域）を遵守すること（事業計画地及びその近傍は悪臭防止法の規制地域外である）。

表1-3 特定悪臭物質の規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	規制基準（単位ppm）
ア ン モ ニ ア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下
硫 化 水 素	0.02 以下
硫 化 メ チ ル	0.01 以下
二 硫 化 メ チ ル	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢 酸 エ チ ル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
ト ル エ ン	10 以下
ス チ レ ン	0.4 以下
キ シ レ ン	1 以下
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 以下
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002 以下
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 以下
イ ソ 吉 草 酸	0.001 以下

(3) 気体排出口（脱臭装置排気ダクト（ごみピット対象）

気体排出口（排出口の高さ5m未満の場合は適用しない）において、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに次の式により規制基準となる流量を算出し、その数値以下とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He：下枠内に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm：悪臭防止法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

* 下枠内に規定する方法により補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

(排出口の高さの補正)

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=0.795 \times (Q \cdot V)^{1/2} / (1+2.58/V)$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J=1 / (Q \cdot V)^{1/2} (1460 - 296 \times V / (T-288)) + 1$$

He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度十五度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(4) 生成物含有量基準

ダイオキシン類 3ng-TEQ/g 以下

(5) 溶出基準（焼却飛灰）

焼却飛灰は資源化を前提としているが、取引先のトラブル発生等の非常時に一時的に飛灰を薬剤処理する場合の基準として設定するもの。

表 1-4 溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下
六価クロム又はその化合物	1.5 mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

別紙2 運営・維持管理業務委託料（第43条及び第44条）

1 運営・維持管理業務委託料の算定金額

【以下に基づき記載する。】

2 支払スケジュール

令和8（2026）年度から令和28（2046）年度の20年間にわたり、年12回に分けて毎月末に支払う。

【本事業において発注者が受注者に支払う対価について】

1 対価の構成

本事業において発注者が受注者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
運営・維持管理業務に係る対価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営・維持管理業務委託料 <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の運営・維持管理業務 ・その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 運営・維持管理業務に係る対価

ア 運営・維持管理業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
運営・維持管理業務委託料A	①変動費用 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費従量料金 ・その他変動費（一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより受注者が提案できる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各支払期の運営・維持管理業務委託料A = 各支払期の処理量(実績値)^{※2} × 提案単価(円/t) ※提案価格の算定にあたっては、各年度の運営・維持管理委託料Aは、 = 各年度処理量(計画値) × 提案単価(円/t)とする。なお、各年度処理量(計画値)については、要求水準書を参照すること。
運営・維持管理業務委託料B	①固定費B-1 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・光熱水費基本料金 ・その他業務費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各支払期の支払金額 = [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数(12回/年 × 20年)
	②固定費B-2（維持管理費） <ul style="list-style-type: none"> ・点検費 ・維持補修費 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検及び維持補修費用（維持管理費）は各年度修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1：各支払時期の運営・維持管理業務委託料は1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「対価の算定方法」に記載してある「各支払期の処理量(実績値)」の単位は(t)とし、小数点以下第3位(1kg単位)までを有効桁数とする。

3 対価の支払方法

(1) 運営・維持管理業務に係る対価

ア 運営・維持管理業務委託料の支払方法

(a) 支払回数

運営・維持管理業務委託料A：240回(20年間×年12回)

運営・維持管理業務委託料B-1：240回(20年間×年12回)

運営・維持管理業務委託料B-2：40回(20年間×年2回)

※：運営・維持管理業務委託料は 2026（令和 8）年度以降の支払となる。

- (b) 発注者は、本施設の引渡し後、本委託契約の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 10 日以内に受注者に対して業務確認結果を通知する。受注者は、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する運営・維持管理業務委託料に係る請求書を発注者に提出する。発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、受注者に対して当該運営・維持管理業務委託料を支払う。
- (c) 運営・維持管理業務委託料 A の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)によるものとする。
- (d) 運営・維持管理業務委託料 B のうち、固定費用の 1 回あたりの支払額は、20 年間の合計額を 240 等分した額とする。
- (e) 運営・維持管理業務委託料 B のうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う(支払時期は、9 月度、3 月度の業務委託料の支払時とする。ただし、令和 8（2026）年度【運営業務開始年度】は 3 月度のみであり、令和 28（2046）年度【運営業務最終年度】は、最終月である 3 月度に支払うものとする。)。なお、発注者と受注者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営・維持管理業務委託料 B-2 の事業期間中の総額は変更しない。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 運営・維持管理業務に係る対価

本業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると発注者が認める場合、協議を行い見直すことができる。各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理業務委託料 A	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/灯油」日本銀行調査統計局
	・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	・光熱水費従量料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
	・その他費用(一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより受注者が提案でき	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
運営・維持管理業務委託料 B	・人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計(事業所規模 30 人以上)/現金給与総額指数/長崎県平均」厚生労働省
	・維持管理費(補修費用除く) ・その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	・光熱水費基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、発注者と受注者が変更内容をもとに協議し、発注者が変更等を決定する。
	・維持管理費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局

(2) 改定の条件

本業務に係る対価の支払額については、年1回改定のための確認を行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%(下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、受注者は変動の有無にかかわらず、発注者へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営業務の対価を確定する。改定された運営・維持管理業務の対価は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。

初回の改定は、令和8年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、令和8年9月末までに見直しを行い、令和9年度の本業務の対価を確定する(比較対象は令和4年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。)。改定された本業務の対価は、令和8年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

本業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y: 改定後の当該費用(税抜)

X: 前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用)

$$\alpha: \text{改定割合} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受注者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

ウ その他例外的な見直しについて

固定費、変動費を構成する費目のうち、「ア 算定式」による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費目については、発注者と受注者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

[以下に基づき記載する。]

【モニタリング及び運営・維持管理業務委託料の減額等】

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、本業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、発注者と受注者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

受注者は、本契約締結後、要求水準書及び提案書に基づき、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

- ① モニタリング時期
- ② モニタリング内容
- ③ モニタリング組織
- ④ モニタリング手続
- ⑤ モニタリング様式

(2) 発注者によるモニタリングの方法

発注者による本業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

発注者は、受注者が本委託契約に定める業務内容の実施状況を、受注者から発注者へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

発注者は、月1回、本施設の現場調査を行い、受注者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う(定期モニタリング)。その他、随時必要に応じて、発注者は本施設の現場調査を行い確認する(随時モニタリング)。

(3) 業務改善についての措置

ア 是正勧告（第1回目）

発注者は、上記モニタリングの結果から、受注者による業務が本委託契約の内容を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(a) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、発注者は受注者に適切な是正措置をとることを通告(是正勧告)する。受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。

(b) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により本委託契約の内容を満たすことができない場合、受注者は発注者に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について発注者と協議する。受注者の通知した事由に合理性があると発注者が判断した場合、発注者は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

発注者は、受注者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、受注者が提出した業務改善報告書に基づき、改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告(第2回目)

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを受注者に請求することができる。

オ 契約の解除等

発注者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、発注者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 本業務に係る対価の減額等の措置

本業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア 減額の対象

減額の対象は、「運営・維持管理業務委託料B-1」とする。

なお、維持管理業務については、受注者が特段の理由なく維持管理計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じて当該年度の維持管理費用を減額するものとする。その際、減額の対象となる運営・維持管理業務委託料は、「運営・維持管理業務委託料B-2」とする。

イ 減額の決定過程

モニタリングの結果、発注者が再度の是正勧告を行った場合、当該事象に対して再度の勧告を行った日を起算日(同日を含む。)として、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで、1日(1日未満は1日とする。)につき、1ポイントのペナルティポイントをカウントする。また、1事象に対して、1つの是正勧告を行い、複数の事象については、複数の是正勧告を行うこととし、各事象につき、それぞれ累積ペナルティポイントをカウントする。

ウ 減額の決定

発注者は、各月末時点の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該月の委託料の固定費用部分につき、以下の該当箇所に規定される減額措置を実施する。

累積ペナルティポイント	減額措置の内容
1～5	減額なし
6～10	30%の減額
11～15	40%の減額
16以上	50%の減額

3 本業務に係る対価の返還

本業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務に係る対価が減額される状態であった場合、受注者は、減額されるべき本業務に係る対価に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営業務に係る対価を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第49条）

- 1 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を以下のとおり負担する。
 - (1) 契約金額を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
 - (2) (1)を超える額は、発注者の負担とする。
- 2 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第68条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

別紙5 保険（第64条）

1 第三者賠償責任保険

付保対象： 本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に
被る損害

付保期間： 運営期間

保険金額： 提案による

その他： 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

2 火災保険

付保対象： 提案による

付保期間： 運営期間

保険金額： 提案による

3 機械保険（火災を除く）

付保対象： 提案による

付保期間： 運営期間

保険金額： 提案による

※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく受注者の提案によるものとする。